



投票制度のご案内

①期日前投票のご案内

投票日に仕事や旅行、病気などの理由で投票日に投票所に行けない人は、期日前投票ができます。入場券をお持ちの上、会場へお越しください。

また、入場券の裏面の期日前投票宣誓書兼請求書を事前に記入して持参されると受付がスムーズになります。

場 所	日 時	時 間
智頭町総合センターロビー	7月14日(水)～17日(土)	午前8時30分～午後8時
ほのぼのひだまりホール	7月14日(水)～16日(金)	午前8時30分～午後1時

②不在者投票のご案内

■滞在先の市町村での不在者投票

出張や旅行などで、投票所に行けない場合は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます(期日前投票と同じ期間)。お早めに智頭町選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。請求書は智頭町選挙管理委員会にご連絡頂くか、町ホームページからダウンロードできます。

■病院、老人ホームなどでの不在者投票

不在者投票施設の指定を受けている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所している人はその施設で不在者投票をすることができます。詳しくはそれぞれの施設に問合せください。

■郵便による自宅からの不在者投票

右表のいずれかの要件に該当する人は、郵便による自宅からの不在者投票をすることができます。

投票の際には「郵便等投票証明書」が必要になりますので、事前に証明書の交付を智頭町選挙管理委員会で受けてください。なお、郵便等投票証明書の有効期間は7年ですので、ご注意ください。

手帳等の種類	障がいの種類等	等 級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級・3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5	

あなたの大切な一票を投じましょう！

【選挙に関する問合せ先】 智頭町選挙管理委員会事務局 (役場総務課)

☎ 7 5 - 4 1 1 1